

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

以下のとおり公表します。  
平成29年4月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 茂木 七左衛門  
分任契約担当役 国立能楽堂部長 櫻井 弘  
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 農端 徹也

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成29年度国立劇場おきなわ業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成29年4月1日	公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団／沖縄県浦添市勢理客4-14-1	7360005004284	業務方法書第15条第2項第1号の規定による(国立劇場おきなわに係る業務)		656,552,000		1	公財	国所管	1	
平成29年度新国立劇場業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成29年4月1日	公益財団法人新国立劇場運営財団／東京都渋谷区本町1-1-1	7011005003749	業務方法書第15条第2項第2号の規定による(新国立劇場に係る業務)		4,097,362,000		0	公財	国所管	1	
平成29年度東京メトロ駅構内電飾看板・専用設置看板への国立劇場案内及び公演案内の掲出	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成29年4月1日	株式会社メトロアドエージェンシー／東京都港区西新橋1-6-21NBF虎ノ門ビル	1010401067272	芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合で相手方が特定される場合(特例第11条第2号に該当)		19,100,256						
平成29年度「あぜくら会」会員証業務提携契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成29年4月1日	株式会社ジェーシービー／東京都港区南青山5-1-22	8010401050511	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		17,684,000						概算額(単価契約等)
平成25～28年度チケット等印刷・封入・配送・代金回収等業務の請負(期間延長)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成29年4月1日	日本通運株式会社／東京都港区東新橋1-9-3	4010401022860	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		9,582,403						概算額(単価契約等)
平成29年度劇場バスの運行	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成29年4月1日	東京都交通局／東京都新宿区西新宿2-8-1	8000020130001	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		7,594,612						概算額(単価契約等)

\* 予定価格及び落札率の空欄は、同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

以下のとおり公表します。  
平成29年4月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 茂木 七左衛門  
分任契約担当役 国立能楽堂部長 櫻井 弘  
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 農端 徹也

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成29年度文楽公演に関する上演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・農端徹也／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成29年4月1日	公益財団法人文楽協会／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	2120005015211	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		410,096,207		1	公財	国所管		概算額(単価契約等)
平成29年度国立文楽劇場用地の賃貸借	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・農端徹也／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成29年4月1日	大阪市／大阪府大阪市福島区野田1-1-86大阪市中央卸売市場本場業務管理棟8階	6000020271004	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		89,674,806						
平成29年度文楽公演における囃子方の出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・農端徹也／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成29年4月1日	望月大明蔵社中／大阪府大阪市住吉区東粉浜1-13-3		契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		19,784,724						概算額(単価契約等)
国立劇場等大規模改修事業に係るコンサルタント業務(平成29年度)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成29年4月3日	株式会社佐藤総合計画／東京都墨田区横網2-10-12	4010601034111	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		34,560,000						
平成29～31年度人間ドック検診(アムス丸の内パレスビルクリニック)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成29年4月20日	医療法人城見会アムス丸の内パレスビルクリニック／東京都千代田区丸の内1-1-1パレスビル4階	1120005005221	公募又は企画競争で特定されたため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		2,258,280						プロポーザル、概算額(単価契約等)
平成29～31年度人間ドック健診(新宿海上ビル診療所)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成29年4月20日	医療法人社団鶴亀会新宿海上ビル診療所／東京都渋谷区代々木2-11-15新宿海上日動ビルディング	5011005000582	公募又は企画競争で特定されたため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		2,592,000						プロポーザル、概算額(単価契約等)

\* 予定価格及び落札率の空欄は、同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

以下のとおり公表します。  
平成29年4月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 茂木 七左衛門  
分任契約担当役 国立能楽堂部長 櫻井 弘  
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 農端 徹也

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成29～31年度 人間ドック健診(池袋藤久ビルクリニック)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成29年4月20日	医療法人社団卓秀会池袋藤久ビルクリニック／東京都豊島区西池袋1-18-2藤久ビル西1号館	2013305001569	公募又は企画競争で特定されたため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		6,480,000						プロポーザル、概算額(単価契約等)
平成29～31年度 人間ドック健診(山王メディカルセンター)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成29年4月20日	医療法人財団順和会山王メディカルセンター／東京都港区赤坂8-5-35	6010405001611	公募又は企画競争で特定されたため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		7,290,000						プロポーザル、概算額(単価契約等)

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

\* 予定価格及び落札率の空欄は、同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。